

別紙 1 1

九州大学個人情報開示等取扱規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る取扱いについては、法令その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。

(開示、訂正及び利用停止の請求)

第3条 本学が保有する個人情報について、法第13条第1項に基づき開示請求をする者は、別記様式第1号により開示請求書を本学に提出すると共に、次条に定める手数料を納付しなければならない。

2 本学が保有する個人情報について、法第28条第1項に基づき訂正請求をする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、別紙様式第2号により訂正請求書を本学に提出しなければならない。

3 本学が保有する個人情報について、法第37条第1項に基づき利用停止請求をする者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、別紙様式第3号により利用停止請求書を本学に提出しなければならない。

(手数料)

第4条 開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円の手数料を納めなければならない。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（九州大学情報公開取扱規程（平成16年度九大規程第29号）第9条第2項第1号に規定する法人文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、原則として、本学が指定する金融機関への振込みにより納付しなければならない。この場合において振込みにかかる手数料は、開示請求をする者の負担とする。

(開示決定等の審議)

第5条 本学は、第3条各項の請求についての決定（以下「開示決定等」という。）を行うに当たっては、情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）にその審議を行わせるものとする。

2 委員会は、開示決定等の審議を行うに当たっては、必要に応じ、当該個人情報を保有する部局等の長に意見を求めるものとする。

3 前項の規定により意見を求められた部局等の長は、必要に応じ、情報公開・個人情報保護委員会規程（平成16年度九大規程第192号）第7条の規定に基づき当該部局等に設置される部局情報公開・個人情報保護委員会にその審議を行わせるものとする。

(開示決定等の通知)

第6条 本学は、委員会の審議結果に基づき、法第13条第3項、法第28条3項又は法第37条3項に規定する補正に要した日数を除き、請求があった日から原則として30日以内に開示決定等を行うものとする。

2 本学は、開示決定等を行ったときは、請求及び決定の別に応じて、別記様式第4号から別記様式第9号までのいずれかにより、請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

(開示決定等の期間の延長)

第7条 本学は、法第19条第2項、法第31条第2項又は法第40条第2項の規定に基づき開

示決定等を更に30日以内の期間で延長するときは、請求の別に応じて、別記様式第10号から別記様式第12号までのいずれかにより、請求者に通知しなければならない。

- 2 本学は、法第20条、法第32条又は法第41条の規定に基づき開示決定等の期間を延長するときは、請求の別に応じ、別記様式第13号から別記様式第15号までのいずれかにより請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第8条 本学は、法第21条第1項、法第22条第1項、法第33条第1項又は法第34条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別記様式第16号又は別記様式第17号により当該独立行政法人又は行政機関の長に通知し、別記様式第18号又は別記様式第19号によりその旨を請求者に通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 本学は、法第23条第1項又は2項の規定により第三者から意見書の提出の機会を与えるときは、別記様式第20号又は別記様式第21号により当該第三者に通知し、別記様式第22号により意見を聴取するものとする。

- 2 本学は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意に反して開示するときは、別記様式第23号により当該第三者に通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第10条 本学は、第6条の規定による訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、別記様式第24号により当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(開示の実施方法)

第11条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、原則として、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの)
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列3判(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に印刷(電磁的記録に変換したものを出力したものを含む。以下同じ。)したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの
 - (4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、原則として、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
 - (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルム、電磁的記録を印画紙に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷したもの。
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの
 - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの
 - 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施方法は、原則として、それぞれ当該各号

に定める方法とする。

- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、本学がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、原則として、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、原則として、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 6 前5項の規定にかかわらず、より合理的かつ安価な開示の実施方法があるときは、当該方法によることができる。

（開示の実施）

第12条 本学は、法第24条第3項の規定により個人情報の開示を受ける者から別記様式第25号による開示の実施方法の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 開示を受ける者が写しの送付による開示の実施を希望する場合は、当該送付に要する費用を郵便切手で徴収した上で写しを送付するものとする。

（異議申立て）

第13条 本学は、開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てがあったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 前項の規定による事案の検討については、第5条第2項及び第3項の規定に準じて行うものとする。

3 本学は、法第42条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、別記様式第26号により次の各号に掲げる者に通知しなければならない。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 請求者（これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（事務）

第14条 この規程に定める個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る事務は、関係各部局等及び事務局関係各課等の協力を得て、情報公開事務室において行う。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条第1項関係)

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

市 ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

- 2 求める開示の実施方法等(本項の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他()

<実施の希望日> 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

- 3 手数料(1件300円)

本学が指定する金融機関の口座へ振込みの上、この開示請求書に振込みの証の写しを添付してください。

なお、振込手数料は開示請求者側で御負担願います。

振込額 _____ 円

- 4 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード

その他()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人

(ふりがな)

(2) 本人の氏名 _____

(3) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)
氏名 _____
住所又は居所
〒 _____ 市 ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 平成 年 月 日
- 2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
ア 開示決定通知書の文書番号 平成 年 月 日付け 第 号
イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
[]

3 訂正請求の趣旨及び理由

(趣旨)
(理由)

4 本人確認等

- ア 訂正請求者 本人 法定代理人
- イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード
その他 ()
- ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
- ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
- (1) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
(ふりがな)
- (2) 本人の氏名 _____
- (3) 本人の住所又は居所 _____
- エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____

TEL _____

() _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 平成 年 月 日

2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

ア 開示決定通知書の文書番号 平成 年 月 日付け 第 号

イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

[_____]

3 利用停止の趣旨及び理由

(趣旨) 法36条第1項第1号該当 → 利用の停止、消去

法36条第1項第2号該当 → 提供の停止

(理由)

4 本人確認等

ア 利用停止請求者 本人 法定代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード

その他(_____)

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人

(ふりがな)

(2) 本人の氏名 _____

(3) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他(_____)

平成 第 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報(全部開示・部分開示)
- 2 不開示とした部分とその理由

※ 部分開示とした決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に本学に対して異議申立てをすることができます。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等
 - ア 開示請求書における開示の実施方法どおりに開示の実施ができるかどうかの別
 - ① 開示請求書のとおり開示の実施ができる。
 - ② 開示請求書のとおり開示の実施ができない。
実施できない理由()
 - イ 開示の実施の方法等
 - ウ 事務所における開示を実施することができる日時、場所
期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)
時間:
場所:
 - エ 写しの送付を希望する場合の準備に要する日数及び郵送料の額
準備に要する日数 日
郵送料(郵便切手)の額 円分

別記様式第5号(第6条第2項関係)

平成 第 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示をしないこととした理由

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第6号(第6条第2項関係)

平成 第 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正請求の趣旨

3 訂正決定をする内容及び理由
(訂正内容)

(訂正理由)

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第7号(第6条第2項関係)

平成 第 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人九州大学 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 訂正をしないこととした理由

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第8号(第6条第2項関係)

平成 第 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 利用停止請求の趣旨
- 3 利用停止決定をする内容及び理由
(利用停止決定の内容)

(利用停止の理由)

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

別紙様式第9号(第6条第2項関係)

平成 年 月 日
第 号

(利用停止請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 利用停止をしないこととした理由

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第10号（第7条第1項関係）

平成 年 月 日
第 年 月 日 号

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期限 平成 年 月 日

3 延長の理由

別記様式第11号（第7条第1項関係）

平成 第 年 月 日
号

（訂正請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期限 平成 年 月 日

3 延長の理由

別記様式第12号(第7条第1項関係)

平成 第 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期限 平成 年 月 日

3 延長の理由

別記様式第13号(第7条第2項関係)

平成 年 月 日
第 号

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第20条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 法第20条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由
- 3 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 平成 年 月 日

別記様式第14号(第7条第2項関係)

平成 年 月 日
第 号

(訂正請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 法第32条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用することとした理由
- 3 訂正決定等をする期限 平成 年 月 日

別記様式第15号(第7条第2項関係)

平成 年 月 日
第 年 月 日 号

(利用停止請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第41条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 法第41条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用することとした理由
- 3 利用停止決定等をする期限 平成 年 月 日

平成 第 年 月 日

(他の独立行政法人等又は行政機関の長) 殿

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条(第34条)第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示請求者氏名等

氏名:

住所又は居所:

連絡先: ()

法定代理人による開示請求の場合

(1) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人

(2) 本人の氏名

(3) 本人の住所又は居所

3 添付資料等

(1) 開示請求書

(2) 移送前に行った行為の概要記録

4 備考

別記様式第17号(第8条関係)

第 号
平成 年 月 日

(他の独立行政法人等又は行政機関の長) 殿

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条(第34条)第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正請求者氏名等

氏名:

住所又は居所:

連絡先: ()

法定代理人による訂正請求の場合

(1) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人

(2) 本人の氏名

(3) 本人の住所又は居所

3 添付資料等

(1) 訂正請求書

(2) 移送前に行った行為の概要記録

4 備考

別記様式第18号(第8条関係)

平成 年 月 日
第 号

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第21条(第22条)第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等通知は、下記の移送先の独立行政法人等(行政機関)において行われます。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等
2. 移送をした日
3. 移送の理由
4. 移送先の独立行政法人等(行政機関)
 - (1) 独立行政法人等(行政機関)名
 - (2) 担当部課等名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
5. 備考

別記様式第19号(第8条関係)

平成 年 月 日
第 号

(訂正請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条(第34条)第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定通知は、下記の移送先の独立行政法人等(行政機関)において行われます。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 移送をした日
- 3 移送の理由
- 4 移送先の独立行政法人等(行政機関)
 - (1) 独立行政法人等(行政機関)名
 - (2) 担当部課等名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
- 5 備考

平成 第 年 月 日

（第三者） 様

国立大学法人九州大学 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日 平成 年 月 日
- 3 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先

別記様式第21号(第9条第1項関係)

平成 年 月 日
第 号

(第三者) 様

国立大学法人九州大学 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日 平成 年 月 日
- 3 法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由
適用区分 第1号、 第2号
(適用理由)
- 4 開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)
氏名又は名称 _____
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所 _____
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

平成 年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示に関してのご意見

保有個人情報を開示されることについて支障がない。

保有個人情報を開示されることについて支障がある。

① 支障(不利益)がある部分

② 支障(不利益)の具体的理由

3 連絡先

別記様式第23号(第9条第2項関係)

平成 年 月 日
第 号

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人九州大学

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

(あなた、貴社等)から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第23条第3項の規定により通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示することとした理由
- 3 開示決定をした日 平成 年 月 日
- 4 開示を実施する日 平成 年 月 日

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第24号(第10条関係)

平成 第 号
年 月 日

(保有個人情報の提供先の長) 殿

国立大学法人九州大学

印

提供をしている保有個人情報の訂正について(通知)

(保有個人情報の提供先)に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第29条の規定により訂正しましたので、同法第35条の規定に基づき通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 訂正部分及び訂正内容
- 3 訂正請求の趣旨及び訂正理由

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____

TEL _____

() _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

日 付 _____

文書番号 _____

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し該当するものに○印を付してください

開示請求に係る保有個人情報の 名称等	種類・量	実 施 の 方 法	
		1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写したも のの交付	①全部 ②一部 ()
		3 その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日(来学の上、開示の実施を希望される場合にご記入ください)

平成 年 月 日

4 写しの送付(郵送)の希望の有無(写しの交付を希望される場合に、該当するものに○印を付してください)

有 → 同封する郵便切手の額 _____ 円

無

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)

平成 年 月 日
第 号

(異議申立人等) 様

国立大学法人九州大学

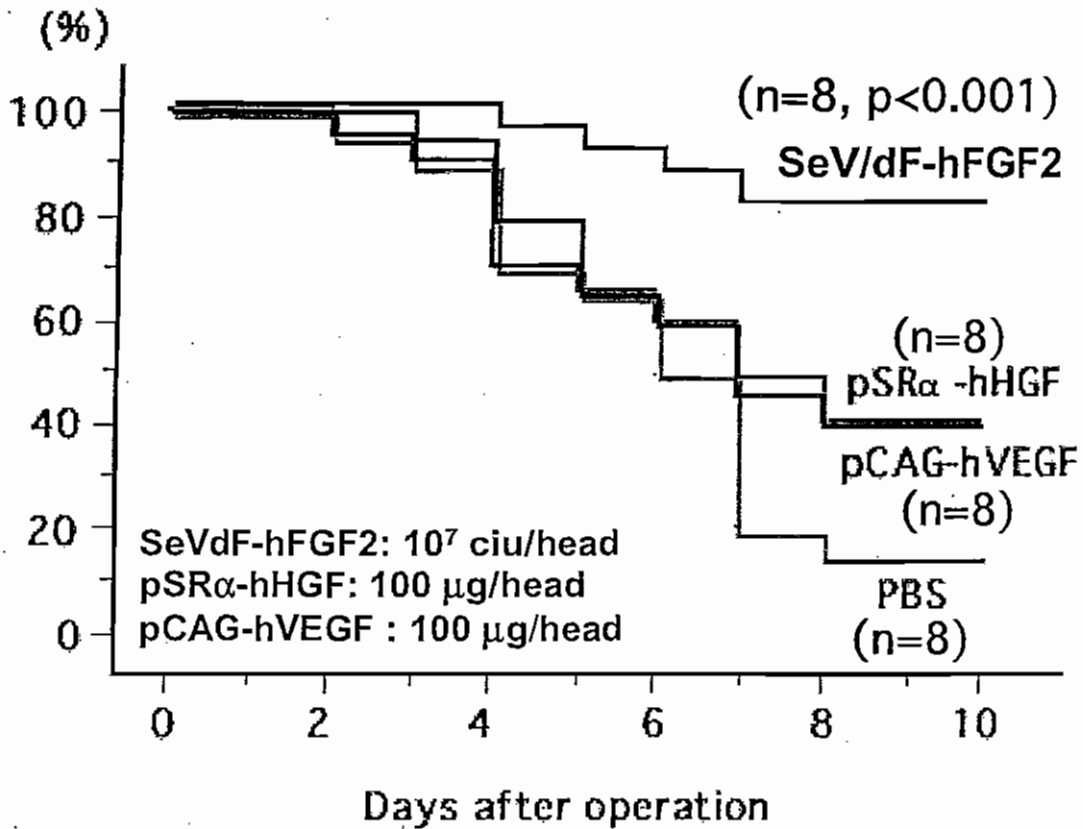
印

平成 年 月 日付けの国立大学法人九州大学に対する異議申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第43条の規定により通知します。

記

- 1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等
- 2 異議申立日
- 3 異議申立ての趣旨
- 4 諮問日・諮問番号 平成 年 月 日 ・ 平 諮問 号

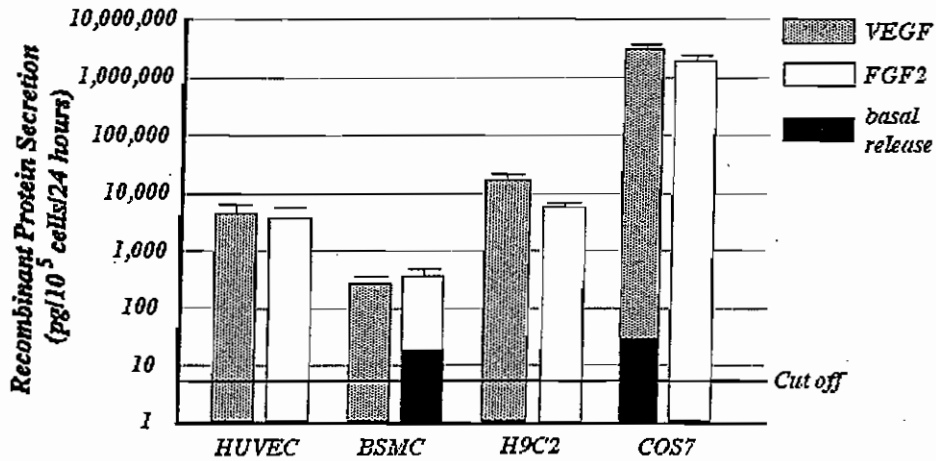
図 1



Balb/c nu/nuマウス重症虚血肢（自然脱落モデル）における各種遺伝子治療の治療効果比較試験。

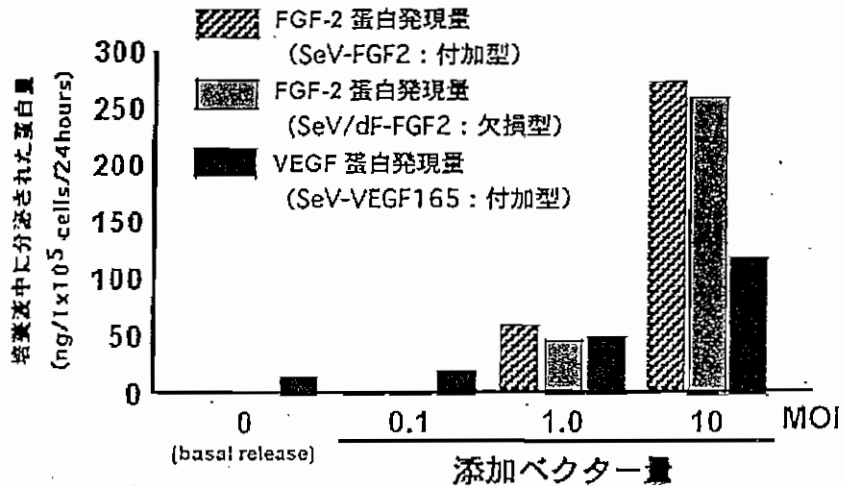
ヒトFGF-2を発現する非伝播型SeV（SeV/dF-hFGF2）、ヒトHGFを発現するプラスミドベクター（pSRα-hHGF）、ヒトVEGF165を発現するプラスミドベクターの治療効果を比較したところ、SeV/dF-hFGF2でのみ有意な治療効果が認められた。

図 2



センダイウイルスベクター（付加型）によるFGF-2、VEGFの細胞外分泌能

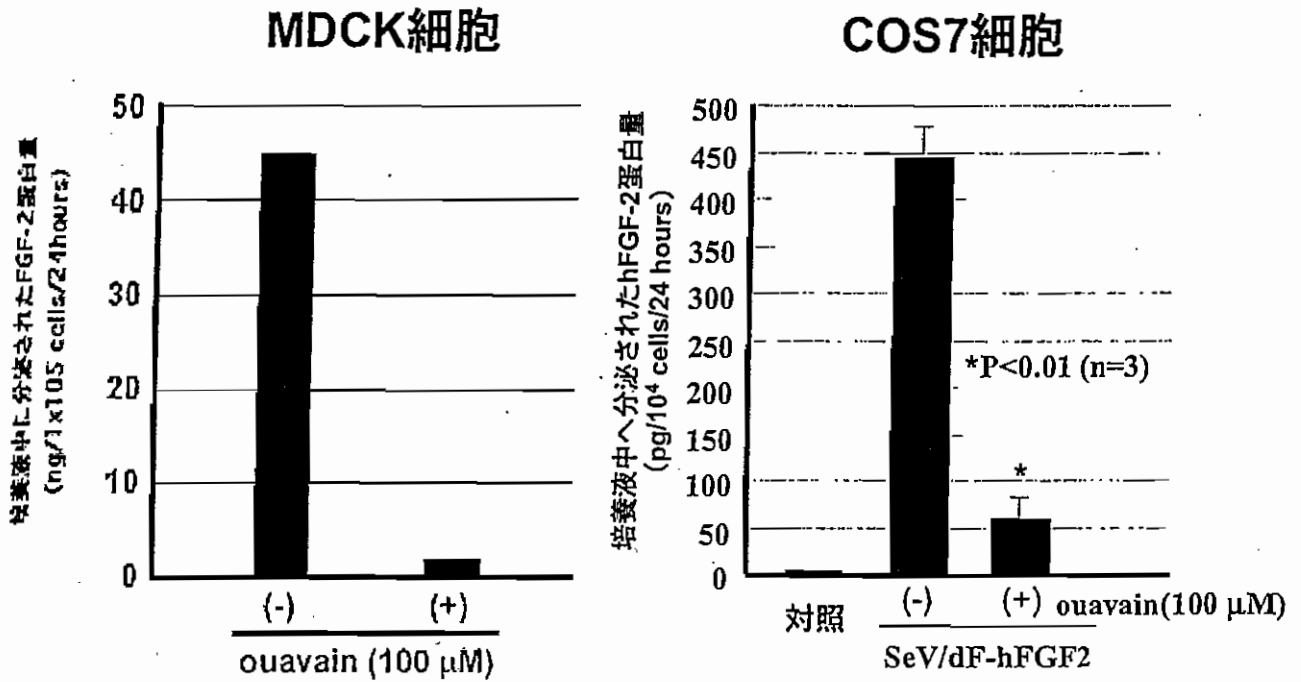
1x10⁵ 個の各種細胞の培養液中へSeV-hFGF2（付加型ベクター）、あるいはSeV-VEGF165（付加型ベクター）をMOI= 10で添加。24時間後に培養液中へ分泌されたFGF-2あるいはVEGFの蛋白量をELISA法にて測定した。



センダイウイルスベクター（COS7細胞：付加型、非伝播型）によるFGF-2、VEGFの細胞外分泌能

1x10⁵ 個のCOS7細胞の培養液中へSeV-FGF2（付加型ベクター）、SeV/dF-hFGF2（F遺伝子欠損非伝播型ベクター）あるいはSeV-VEGF165（付加型ベクター）を種々の濃度（MOI=0.1, 1.0, 10）で添加。24時間後に培養液中へ分泌されたFGF-2あるいはVEGFの蛋白量をELISA法にて測定した。

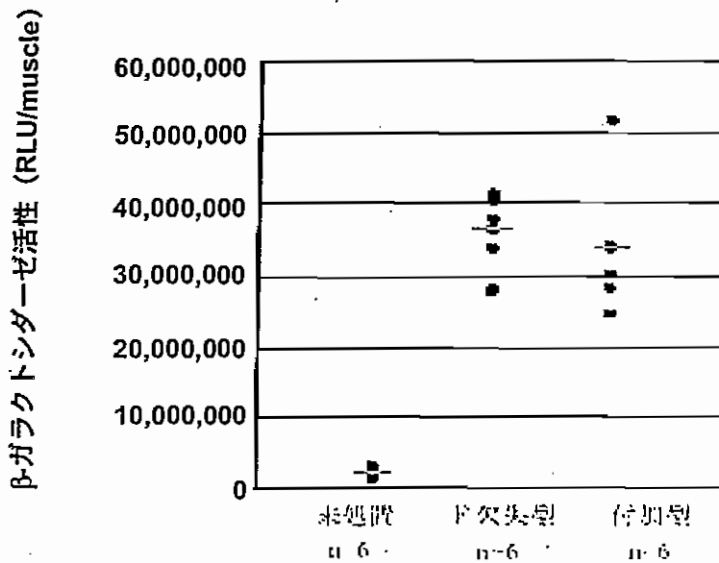
図 3



SeV/dF-hFGF2によるウワバイン依存性FGF-2細胞外分泌能

MDCK細胞あるいはCOS7細胞の培養液中へSeV/dF-hFGF2をMOI= 10で添加。24時間後に培養液中へ分泌されたFGF-2あるいはVEGFの蛋白量をELISA法にて測定した。ウワバイン処理群では、ベクター添加4時間前にウワバインを添加した。

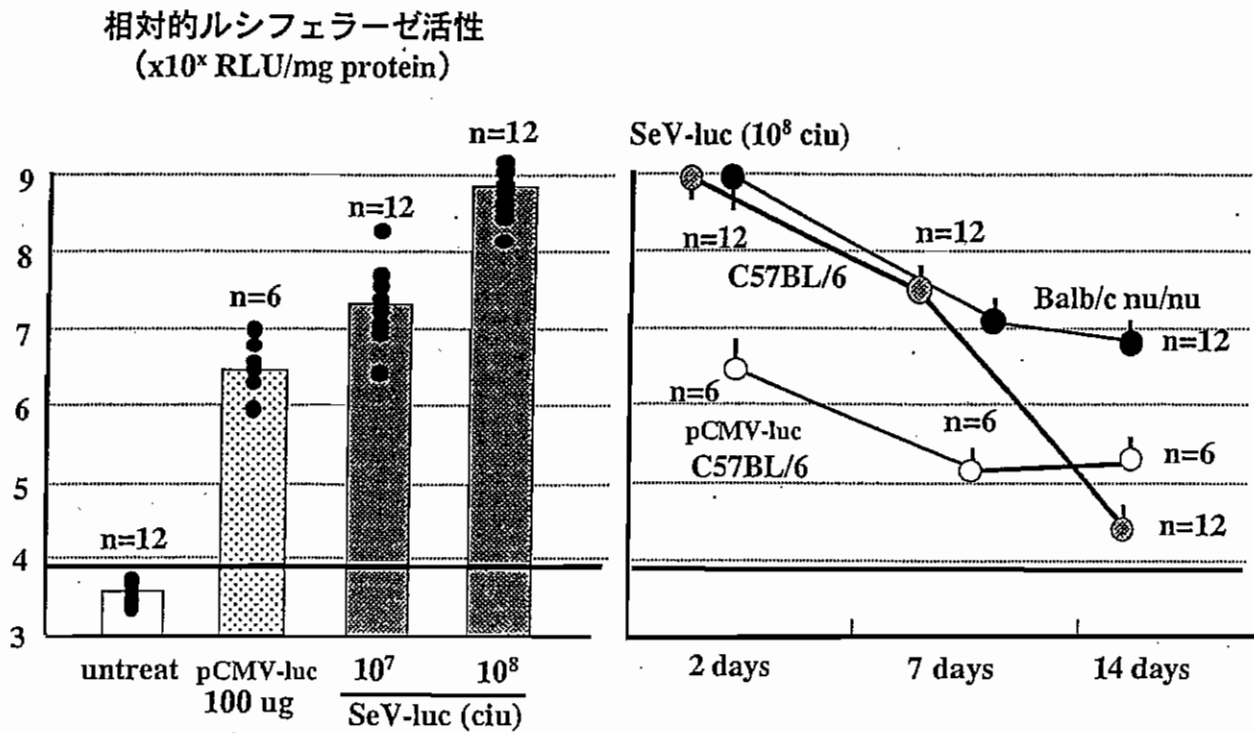
図 4



非伝播型組換えセンダイウイルスベクター (F遺伝子欠損型ベクター: SeV/dF) と増殖伝播型組換えセンダイウイルスベクター (付加型ベクター: SeV+18) のマウス筋肉への大腸菌lacZ遺伝子導入・発現効率

非伝播型ベクターが野生型を基本骨格とした付加型ベクターと比較して、同等の遺伝子導入・発現効率を示すことを確認するため、大腸菌lacZ遺伝子を搭載した両ベクターをそれぞれ 10^7 cfu/50 μ l/headずつ7週齢オスC57BL6/Jマウス左大腿筋に投与し、2日後にβ-ガラクトシダーゼ酵素活性を測定した (各群n=6)。

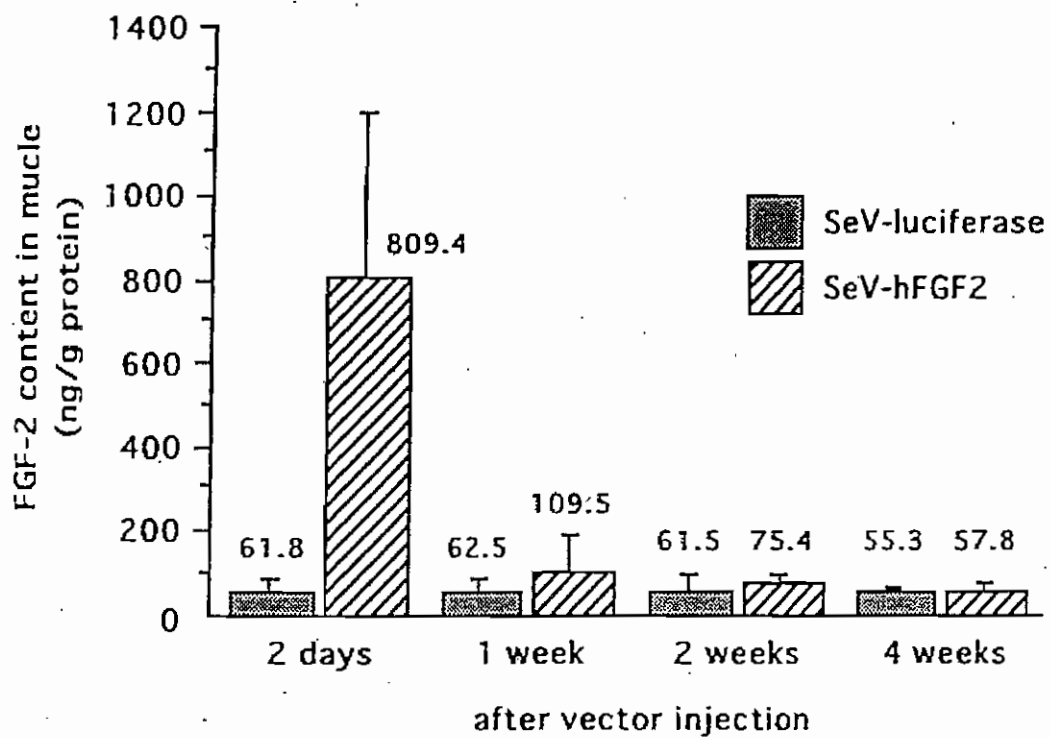
図 5



マウス虚血後肢骨格筋に対するレポーター遺伝子（ルシフェラーゼ）導入効率と遺伝子発現の経時的変化（付加型ベクターを用いた検討：文献14）

C57BL6/Jマウスの大腿動静脈を抜去し、軽度虚血モデルを作製した。同時にホタルルシフェラーゼ遺伝子をプラスミドベクター（pCMV-luciferase：ヒトサイトメガロウイルス前初期遺伝子プロモーター）あるいはSeV-luciferaseを100 μ lずつ投与した。

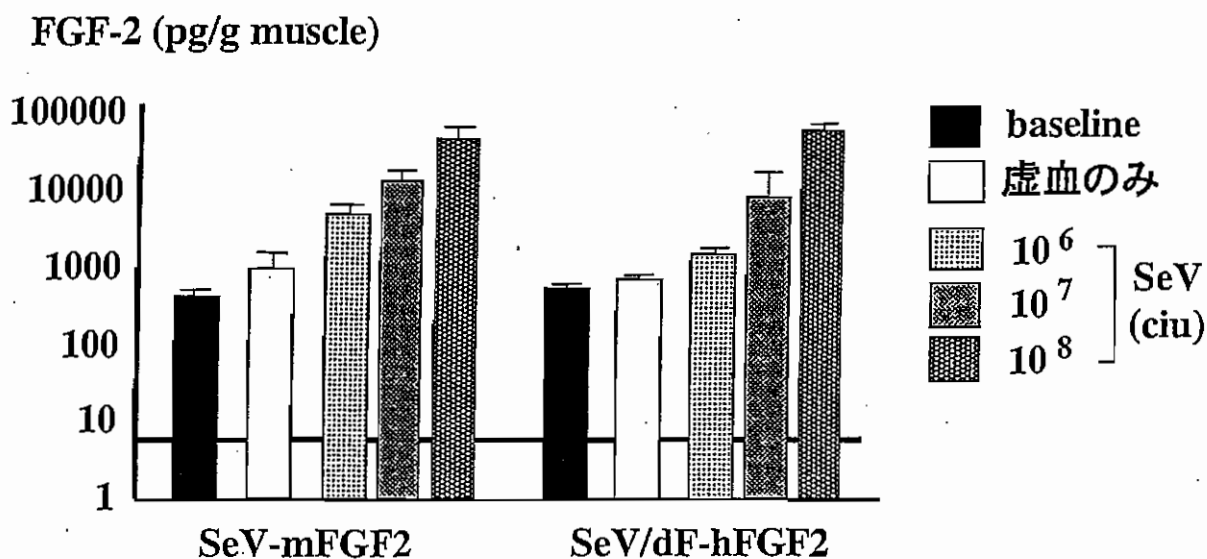
図 6



ウサギ慢性虚血後肢骨格筋に対するヒトFGF-2遺伝子導入効率と遺伝子発現の経時的变化 (付加型ベクターを用いた検討: 文献21)

日本白色種家兎 (日本チャールズリバーより購入) 左後肢に既知の方法にて慢性虚血モデルを作製した。ヒトFGF-2を発現するセンダイウイルスベクター (SeV-hFGF2: 10^9 ciu/head) あるいはルシフェラーゼ (SeV-luciferase: 10^9 ciu/head) を投与し、遺伝子発現を経時的にELISA法にて測定した

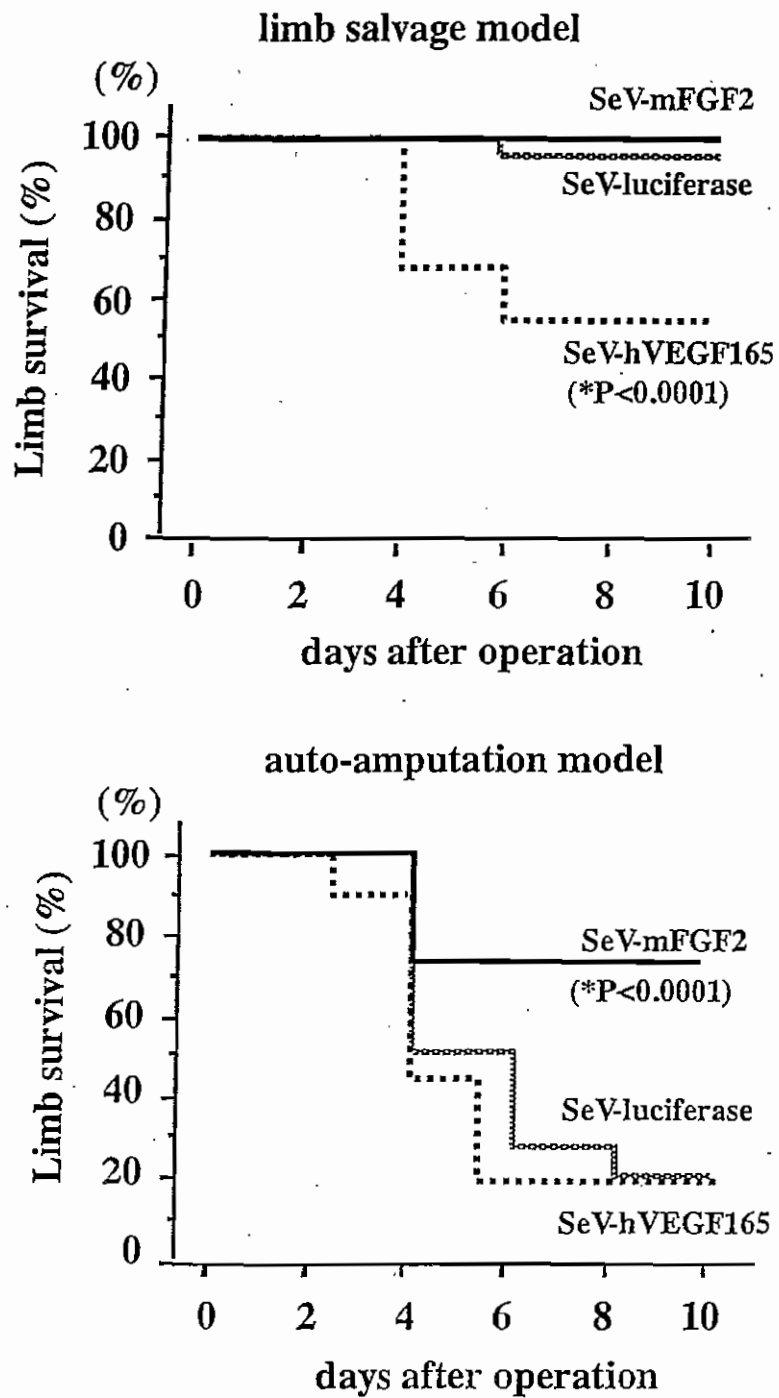
図 7



マウス急性虚血後肢骨格筋に対する濃度依存性血管新生因子遺伝子発現効率
 (付加型ベクターおよびF 遺伝子欠損非伝播型ベクターを用いた検討：
 文献 1 4 および非公表データ)

C57BL6/Jマウスの大腿動静脈を抜去し、軽度虚血モデルを作製した。
 同時にマウスFGF-2を発現する付加型SeVあるいはヒトFGF-2を発現する
 非伝播型SeV (SeV-mFGF2およびSeV/dF-hFGF2 : 濃度 10^6 、 10^7 、 10^8 ciu
 /100 μ l) を100 μ lずつ大腿筋に投与した。2日後大腿筋、下腿筋を採取、
 筋肉中のFGF-2を R&D社のELISA system (ヒト、マウスともに検出する)
 にて検出した。

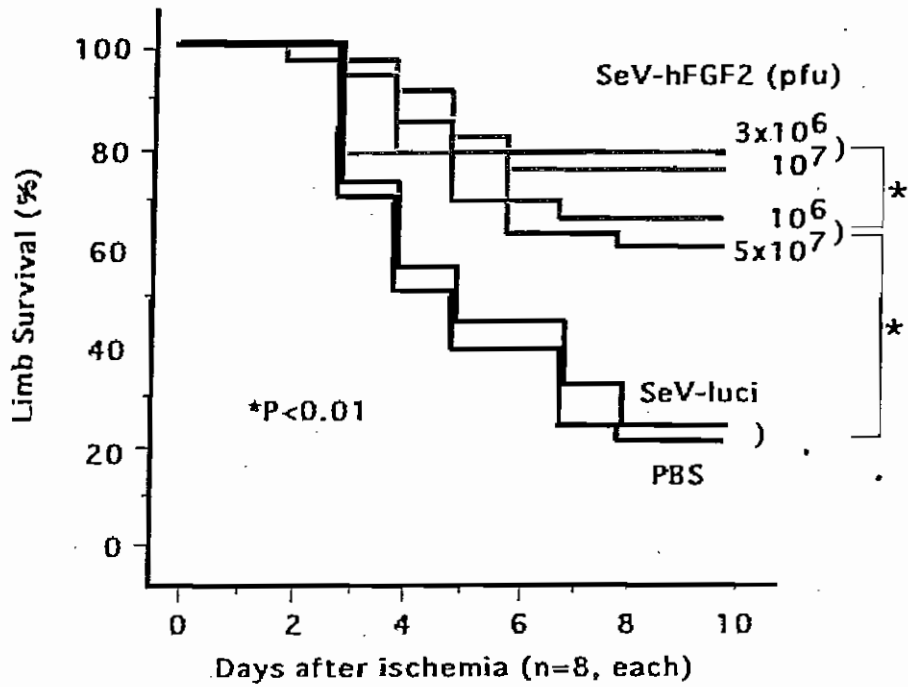
図8



血管新生因子遺伝子導入に関わる副作用（上段）および副作用（下段）（文献14）

図9

a. SeV-hFGF2 (付加型ベクター) の治療効果



b. SeV/dF-hFGF2 (非伝播型ベクター) の治療効果

